

09年10月1日給与制度改革の例

《現在の地域別基準額 特地・甲地※ 770円 甲地 740円 乙地700円 丙地 660円》
 【《読替適用地域》下記の乙地、丙地については、上記地域別基準額の読替えが行われています。】
 東京・神奈川・大阪 740円、愛知 720円、千葉・埼玉・京都・兵庫 710円、静岡・岐阜・三重 700円
 茨城・群馬・山梨・長野・富山・石川・奈良・和歌山・広島・福岡(乙地除く) 670円、
 栃木・滋賀(乙地除く) 680円
 ※現在の職務加算額の最低額は変わらないものとして計算
 下記は、事業会社 8時間勤務 郵便外務 職務加算額区分「通集配・混合Ⅰ」で計算
 特地・甲地※・甲地 職務加算額最低額 130円
 乙地・丙地職務加算額最低額 80円

上記地域別基準額の08年10月1日改定
 東京・神奈川(甲地・乙地)+30円、大阪(甲地・乙地)+10円
 愛知・千葉・埼玉・静岡(乙地・丙地)+20円、京都・兵庫・三重(乙地・丙地)+10円
 滋賀・広島(丙地)+20円
 栃木・茨城・群馬・山梨・長野・富山・石川・奈良・和歌山・福岡・北海道・新潟・福井・岡山・山口(丙地)+10円

※現在の地域区分(特、甲※、甲、乙、丙)が廃止となり、「地域別基準額」は、地域最賃の額が「地域別基準額」となる。

地域		地域区分	地域別基準額	職務加算額	20円プラス	基本給額
東京都	現行	特地	770円	330円		1,100円
	10/1改定		770円	130円	20円	920円
	次回最賃見直しで50円アップしたとした場合			820円	130円	20円

※東京都の場合、職務加算額の額は支店によってさまざま。

上記の通り、10月1日改定及び次回最賃見直しで50円アップしたとしても、現行の1,100円を上回らないため現行の時給が適用される。

大阪府	現行	甲※	770円	130円		900円
	10/1改定		750円	130円	20円	900円
	次回最賃見直しで20円アップとなったとした場合			770円	130円	20円

※大阪府の甲地※の場合、10月改定では、地域最賃と連動し「地域別基準額」が750円にダウンする。

よって、+20円が加算されても基本給900円と変わらず、時給は現行通り(大阪では職務加算額が最低額が適用されている)。

なお、次回から最賃がアップされれば、それと連動し時給アップとなる。

兵庫県	現行	乙地	720円	80円		800円
	10/1改定		720円	80円	20円	820円

※兵庫県乙地の場合、地域別基準額が地域最賃と同額のため10月からの+20円が直接反映され20円の時給アップとなる。また、最賃の見直しの度にそのアップ額(10円単位に切り上げ)が連動して時給がアップする

乙地で職務加算額最低(80円)が適用され、地域最賃が680円の場合						
	現行	乙地	700円	80円		780円
	10/1改定		680円	80円	20円	780円

※この場合は、10月改定で+20円となっても現在の時給と同じになるのでアップしない。次回最賃見直しは反映される。

現在の丙地で最低賃金が「地域別基準額」に適用されることになる場合(現在丙地660円)。

例 青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
 ⇒地域最賃630円(10円単位に切り上げ)

	現行	丙地	660円	80円		740円
	10/1改定		630円	80円	20円	730円

※上記の通り、10月改定では時給アップとならない(現在の時給は保障)。次回で地域最賃が10円アップしても同額で時給アップとはならず、最賃が20円アップして時給は10円アップとなる。